風力発電に係る地域主導による適地抽出手法に関するガイド ~地方公共団体による適地抽出のための合意形成と環境調査~

<概要版>

1. 本ガイドについて

1.1 ガイドの趣旨・目的

2016年11月には「パリ協定」が発効され、我が国でも「地球温暖化対策計画」が2016年5月に閣議決定されるなど、気候変動や地球温暖化への対応の強化が求められてきており、風力発電等の再生可能エネルギーの一層の導入促進が課題となっています。このような社会的背景の中、地域が主導し、早い段階から関係者の合意形成や環境調査に取り組むことにより、環境に配慮した風力発電等の適地を抽出し、その円滑な導入促進を図っていくことが重要となっています。

本ガイドは、このような観点から、地方公共団体等が主導して地域における風力発電(陸上・洋上)の適地抽出を進める上での基本的な考え方やその解説等を具体的な事例を含めて示すことにより、地域の状況に即した風力発電等の円滑な導入促進とそれによる持続可能な地域づくりの支援を目的としています。

本ガイドは、平成27、28年度に実施した「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」に係るモデル地域の取組を踏まえ、適地抽出手法についてとりまとめたものです。モデル地域の取組は、ガイド内で事例として紹介しているほか、参考資料及び別添として紹介しています。

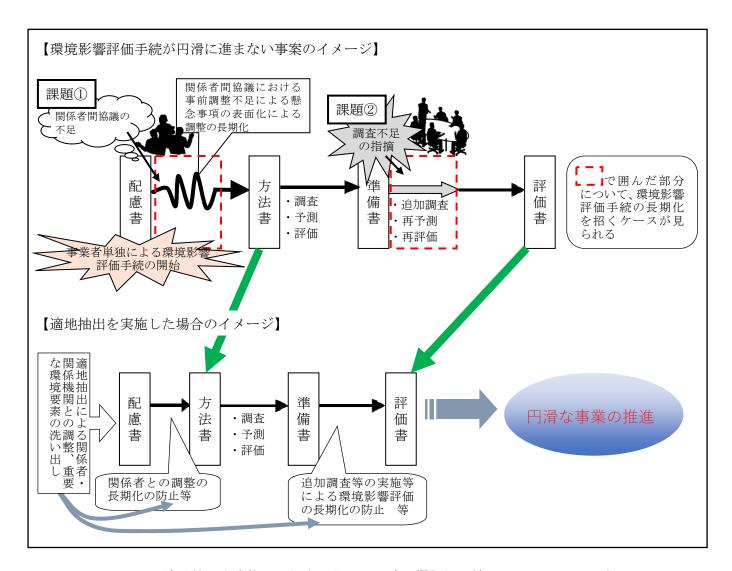
1.2 ガイドの対象者と風力発電事業者との関係

本ガイドは、地域主導の適地抽出プロセスにおける取組主体として、地方公共団体を主な対象として 想定していますが、風力発電事業(陸上・洋上)の実施主体は風力発電事業者であることから、これら の事業者等にも参考にしていただき、地方公共団体と連携して取組を進めていただきたいと考えていま す。

1.3 合意形成と環境影響評価の円滑化に向けて

風力発電事業は、民間の風力発電事業者が実施する場合がほとんどであり、多くは風力発電事業者が 単独で事業計画の検討を行ってきましたが、事前に地域住民等との十分な意見交換等が行われず、環境 影響等に関する懸念が払拭されないことによる住民や先行利用者等との間での紛争の発生等により、事 業計画の調整が長期化したり、事業の見直しが必要となったりする事例が見られます。

そこで、事業に先立つ適地抽出の段階から、地域の実情に詳しい地方公共団体が主体となって調整・協議等を進めることで、先行利用者等の信頼を得て、事業の推進に向けた合意形成の円滑化が期待できます。また、環境調査のニーズの把握や、地域で保全すべき環境の情報の把握等を地方公共団体が中心となって進めることにより、客観性や透明性の高い情報を整備でき、以後の風力発電事業者による環境影響評価の円滑化等にも繋がることが期待できます。

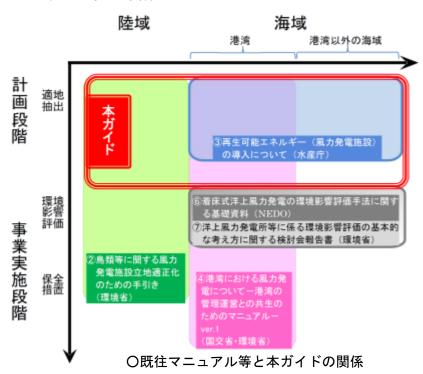


○適地抽出を実施した場合における環境影響評価手続の円滑化のイメージ

1.4 ガイドの位置づけ(既往マニュアル・手引き等との関係)

本ガイドは、陸上及び洋上の風力発電事業の適地抽出段階(立地計画段階)を主な対象としており、既往の風力発電に係るマニュアルや手引き等と併せて活用されることを想定しています。既存マニュアル等と本ガイドの関係を右図に示します。

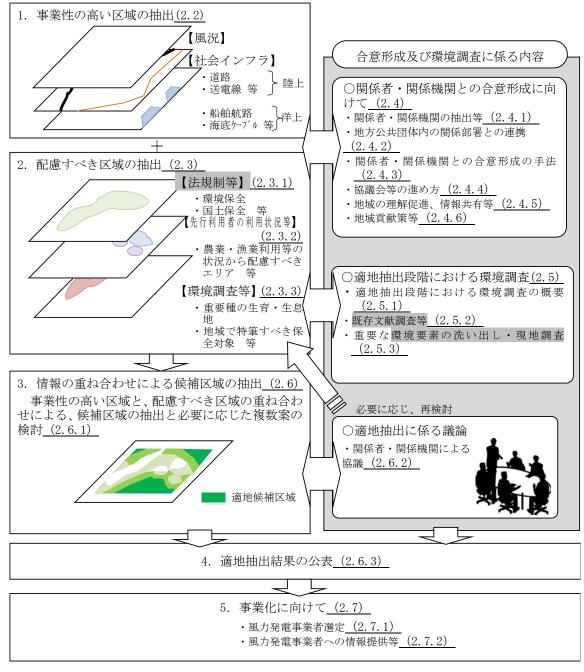
また、風力発電について地域の 導入目標や上位計画が策定され ている場合には、それらを踏まえ つつ本ガイドを活用し、目標等の 達成につなげていくことを期待 しています。



2. 適地抽出における合意形成と環境調査

2.1 適地抽出の検討フロー

風力発電施設における適地抽出の検討フローの例を、下図に示します。なお、ここで示している検討フローは、一般化した例として示したものであり、実際には各地方公共団体の状況や風力発電事業に特に期待する効果等を考慮して、具体的な適地抽出作業の内容を検討することとなると想定しています。



○適地抽出の検討フローの例

2.2 事業性の高い区域の抽出

適地抽出の候補となる区域は、風況や社会インフラの整備状況等を基に、事業性の高い区域を抽出します。地方公共団体が主体となることで、紙面上のデータにとどまらない、現地の情報に基づいたきめ細やかな抽出が可能となる等の利点があると考えられ、事業化の確度が高まり、地域への風力発電誘致・導入促進の効果が期待できます。

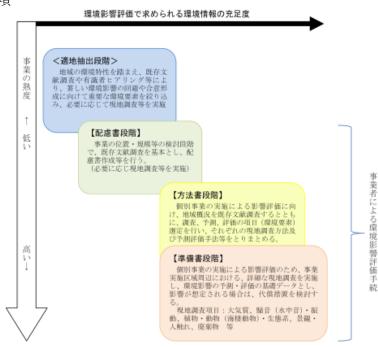
2.3 配慮すべき区域の抽出

適地抽出において配慮すべき区域の抽出の観点として、以下の3点が挙げられます。

- ・適地抽出において環境保全等の観点から参照すべき法規制等
- ・先行利用者の利用状況に基づき配慮すべき事項
- ・適地抽出において必要となる環境調査の検討

これらの配慮すべき区域の抽出は、法規制 等の整理、既存文献調査、先行利用者となる 関係者・関係機関へのヒアリング等、必要に 応じた環境調査により行います。

地方公共団体による適地抽出は、早期の段階から事業立地の適地を検討するものとして、環境影響評価の計画段階配慮書手続の前に位置づけられるものです。そのため、適地抽出段階において、環境影響評価手続に先行し、調査や環境保全措置を重点的に講じていくことが必要となる環境要素をある程度明確にすることにより、重点的な調査等が必要となる環境要素等を明らかにすることが重要となります(右図参照)。



○事業の熟度とそれぞれの段階で求められる 環境情報の充足度のイメージ

このような取組をあらかじめ進めておき、回避すべき環境要素等を明確にすることで、地方公共団体は事業計画の早期の段階から風力発電事業者に適切な環境配慮を求めることが可能となるほか、風力発電事業者にとっては事業リスクが低減されることから、事業者選定等の確度を高めることにもつながります。

2.4 関係者・関係機関との合意形成に向けて

風力発電事業の適地抽出にあたっては、中立性があり、地域からの信頼を得ている地方公共団体が中心となり合意形成を進めることで、地域の環境保全とより円滑な事業推進が期待できます。

そのためには、まず関係者・関係機関等を網羅的に把握し、合意形成プロセスへの参加を促し、円滑に合意形成のプロセスを進めていく必要があります。

また、適地抽出における環境調査や合意形成に向けた取組に当たり、地方公共団体の内部においては、環境影響評価や環境保全を担う部局、風力発電等の事業推進や地域振興を担う部局、各種法規制等を所管する部局等の立場の異なる部局が密接に情報等を共有し、連携して進めることが、許認可手続等の円滑化と、地域の環境保全と地域振興等が両立した効果的な風力発電事業推進のために重要です。

関係者・関係機関との合意形成に係る手法は、個別説明から勉強会、説明会、関係者・関係機関が参 画する検討会・協議会開催等まで様々な手法があります。具体的な手法は、対象者の属性や検討の進捗 度合い等によって、適切な手法を選択する必要があります。

地方公共団体が調整役となり、関係者・関係機関との情報共有・意見交換等を行い、また、地域の将 来の姿を関係者・関係機関で共有し、風力発電事業者にこれら地域の将来像を伝えていくことにより、 関係者・関係機関の理解の下で、地域に根差した風力発電事業の実現が期待できます。

また、風力発電事業を推進する上で、地域住民その他の関係者への理解促進、情報共有等も重要となります。その方法としては、再生可能エネルギー導入等に係る環境学習の推進、導入地域の事例紹介等に係るシンポジウム、環境イベント開催、出前講座、パンフレット配布、先進地視察等の普及啓発活動等が考えられ、地域住民等の関心事項や適地抽出の検討の進捗状況に応じ、適切な手法を組み合わせ、実施していくことが有効と考えられます。

志らに、風力発電事業が地域にどのような恩恵をもたらすのかを理解し、関係者間で共有することは、地域において事業への理解を得ていく上で極めて重要です。地域への貢献は、事業活動に応じた地域振興への貢献や固定資産税等の税収の増加等の直接的なものから、施設整備や維持管理に係る雇用の創出や産業の振興等、観光への寄与、災害時の自立電源としての活用等の間接的なものまで様々なものが考えられます(右表参照)。地方公共団体が中心となって、地域の環境特性や経済状況等を踏まえ、地域住民や先行利用者等の要望等を把握し、地域づくりの中に風力発電事業を明確に位置づけていくことにより、長期的に持続可能な地域の発展につながることが期待されます。

〇地域貢献策の例

分類	具体例
	2311 24
風力産業	・関連産業の創出
	・施設整備やメンテナンスに係る地元業者
	の活用、雇用創出
他の産業	・観光資源としての活用等による観光等へ
への波及	の寄与
	・風力発電施設への魚類の集魚効果や密漁
	抑止効果等を活用した漁業協調
	・風力発電のエネルギーを活用した地域農
	産物・水産物その他の加工製品のブラン
	ド化
	・地元金融機関の活用
	・雇用創出
その他	・固定資産税等の税収
	事業収益の一部を基金化し、産業振興事
	業や森林育成等の環境関連事業へ活用・
	地域の自立分散型の災害対策用非常電源
	として活用
	・見学コース設定等による環境教育の場と
	しての活用

2.5 適地抽出段階における環境調査

適地抽出段階における環境調査は、適地の絞り込みや合意形成のための調査です。具体的には、地域の環境特性の把握のための既存文献調査、保全措置を重点的に講じる必要のある環境要素の洗い出し、必要に応じた現地調査等が含まれます。

適地抽出段階における環境調査として、まずは、地域の全般的な環境特性を把握するために、既存文献の調査から開始します。既存文献調査を補完するために、必要に応じて地域の環境に詳しい有識者等にヒアリングを行うことも環境特性の把握や情報整理に有効と考えられます。また、既存情報では適地抽出に必要な情報が十分に収集できない場合は、必要に応じて、環境情報を収集するための現地調査等を行うことも考えられます。

既存文献調査等により地域の環境特性等の情報を概括的に整理した後は、その情報を踏まえ、保全措置を重点的に講じる必要のある環境要素を洗い出します。重大な環境影響が回避されるように、又は地

域の関心が高い環境保全上の課題が明らかになるように環境要素を洗い出すことで、適切な環境配慮が可能となるとともに、関係者・関係機関との合意形成にもつながり、環境面と社会面に配慮した適地を抽出できます。なお、洗い出しを行った環境要素について、関係者の懸念が大きい等の場合には、地方公共団体が実際の現地調査を行い、客観性・透明性の高い調査結果を得ることを通じて、そのような懸念を払拭し、具体的な合意形成を促進していくことが考えられます。また、現地調査の結果は、この後の風力発電事業者が行う環境影響評価等におけるデータとして活用できるため、環境影響評価の円滑化及び環境に配慮した事業誘致の促進の効果も期待できます。

2.6 情報の重ね合わせによる候補区域の抽出

事業性の高い区域及び配慮すべき区域の重ね合わせにより、適地抽出を行います。GIS等を用いた作業においては、図面化・数値化することが難しい情報等も含まれますが、これらの情報を考慮することで、より社会受容性の高い適地の抽出が期待されます。また、重ね合わせによって抽出する事業候補区域は、単一案ではなく複数案を示すことも考えられ、それぞれの特徴を整理し関係者・関係機関等で協議を重ねていくことで、その後の事業の円滑化に資することが期待されます。

重ね合わせにより抽出した事業候補区域は、関係者・関係機関で協議し、その利点や留意点等を共有した上で、必要に応じ条件等の見直しを行い、候補区域の絞り込みの議論を行います。

関係者・関係機関の合意形成のプロセスを経て事業候補区域が絞り込まれた後には、結果を公表し、関係者・関係機関と共有していくことは風力発電事業の事業化に当たって重要なプロセスです。具体的な公表の時期や方法については、適地抽出プロセスをどのように実施してきたかで異なりますが、地方公共団体が単独で適地抽出を実施した場合には、事業候補区域を示す段階で、風力発電導入の方策として風力発電事業者説明会を開催する方法や、公募等による風力発電事業者選定の機会と合わせた公表等が想定されます。

2.7 事業化に向けて

地方公共団体が単独で適地抽出を行った場合には、事業化に向けたプロセスとして、公募等により、風力発電事業者を選定することが想定されます。

具体的な風力発電事業者選定の方法は地方公共団体に委ねられますが、公募等に当たっては、適地抽出の検討結果等を基に、環境にも配慮した発電設備の規模や、重点的に配慮すべき環境要素等を示すとともに、地域への貢献方策等について提案を求めること等も考えられます。

適地抽出に係る情報は、検討経緯等を含め、風力発電事業者へ適切に提供されることが重要です。地方公共団体が単独で適地抽出を行った場合には風力発電事業者選定後に、地方公共団体から適地抽出の実施状況や経緯等について風力発電事業者にしっかりと情報提供することが重要で、情報提供を通じて、地域の合意形成を踏まえた事業として、環境影響評価手続の円滑な実施を含む的確な環境配慮と住民理解の下で、事業の円滑な実施が実現できます。

以上